

天地

ネットワーク テーブル 489号

天地シニアネットワーク 201

9. 2. 28

T E N T I T O D A Y			1
会員の広場			2
連載作品			2
随 想	「静聴雨読庵より」 サロン・ド・ミュージック・クラシック(1)	尾関 陽四	2
歴 史	米国の統治の仕組みと大統領制、と建国の父たち(3)	佐川 雄一	4
歴 史	プロテスタンティズム(下)	赤羽 清志	7
随 想	『誰も見てなくても悪いことをしない社会』(4) <はるか昔から盗みを嫌う民族だった>	臺 一郎	10
旅行記	そうだ京へ行こう・古刹の花物語(61) 北野線の古刹5・仁和寺	大竹 漢洲	11
講演会	「奈良興福寺文化講座」「新三木会」		13
事務局			14

T E N T I T O D A Y

毎回、講演会の欄に載せている「新三木会」、幹事の則松久夫氏が、天地の故小俣光夫と学生時代水泳部仲間だったことからスタート時から応援しています。会は、一橋大学・昭和39年3月の卒業生が中心のようですが、最近、講師の魅力が増したせいでしょうか参加者が大きく増え驚いています。2月は、マスコミで活躍中の富坂聡氏の『米中経済戦争と習近平の闘い』でしたが、大盛況、300名近い参加者があったとのこと。

一橋OB以外の方の参加も大歓迎のようですので、ぜひ、参加してみてください。講演会は、毎月第三木曜日の午後に行われています。詳しくは、後掲の講演会の欄をご覧ください。

活字を読むのが難しくなってきたので、耳で聞くことにして講演会は極力参加することにしています。一橋フォーラム21・平成勝利の方程式シリーズ(5回)の第二回が27日あり、[USBメモリー世界標準への道]というテーマで浜口秀司氏(ビジネスデザイナー・京都大学出身・元パナソニック)が二時間近く講演された。世代も、住んでいる領域も全く違うので、世界で活躍する著名な方というのを初めて知りましたが、半そでポロシャツで話す姿、実務者で本物を強く感じさせてくれました。いろいろな業界で、新商品を150以上出したイノベーター、その浜口理論は、スポ

ーツ界でも応用できそうです。

「天のわざ、地のほまれー地球を測れ、宇宙を測れ』は、伊那闊歩氏の都合でお休みです

会員の広場

今日は新年 2 回目の畑活動の日。寒い中 9 時前から 1 時ごろまでびっしり耕運機を動かしました。万歩計を見ると 1 万 2 0 0 0 歩。最近「イチゴ酢」というのにも凝っています。ますます健康志向です。(2 / 1 4 ・ K O)

488 号ありがとうございました。拙文が掲載されていたので驚きました。今月の 20 日 21 日と 2 日間インターナショナル・シーフードショーが開催されますので来週から 5 日程大阪に出張します。ここで魚の残滓から加食部を取り出す機械の展示をし、製品の試食をやります。その機械の説明と国内外の実績を説明する為です。

ついでに京都の息子の家族を訪ねますのでその折、天地で見たロシア料理を食べに行こうかと考えています。(2 / 1 5 ・ 林英一)

「天地」送信ありがとうございます。前号の「感動して涙」に感動しました。津田さんの文章から車内の緊迫した様子が伝わってきました。無事におぎゃあ！と生まれて良かった……。その場に天地の記者が偶然に乗車していたのも奇遇でしたね。常磐線のガタゴト音で赤ちゃんがビックリしたのかな？読んでいて私もジーンとききました。

今日 2 2 日、「はやぶさ 2 号」が小惑星「りゅうぐう」へ着陸チャレンジと朝から騒いでいますが JAXA のプロジェクトマネージャーは津田雄一さんのこと。天地の津田さんと同姓なので、つついはいはやぶさ 2 号のミッション成功にエールを送りたくなります。(2 / 2 1 福田義則)

連 載

「静聴雨読庵より」

尾関陽四

サロン・ド・ミュージック・クラシック (第 1 回)

(I) 聴き比べの諭しみ

友人の原田さんは鍛え上げのクラシック音楽ファンで、CD のコレクションは並みではない。彼に諾って、クラシック音楽の聴き比べ会を催すことを考えた。テーマを設定して、それに合う曲目と演奏を披露する方式に加えて、一曲を様々な演奏で聴き比べる方式も試みしてみる。例えば、「モーツァルトの協奏曲で私の推薦する曲目と演奏」というテーマに対して『ピアノ協奏曲第 22 番』(ヴラディミール・アシュケナージ指揮・ピアノ、フィルハーモニア

管弦楽団)、『ヴァイオリン協奏曲第3番』(ダヴィッド・オイストラフ指揮・ヴァイオリン、ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団)など、各人の推薦する曲目と試聴盤を持ち寄り、自慢し合うという試みだ。名付けて「サロン・ド・ミュージック・クラシック」。

(2) ベートーヴェンの交響曲

初めは原田さんとの二人会になるが、いずれ一人か二人追加を募りたいと考えている。会場と主宰は持ち回りとする。I 回目は私が主宰となり、わが家に集まることにした。

わが家のオーディオシステムの構成：

アンプ：ラックスマン L-507SII

CD プレーヤー：デノン DCD-755RE

LP プレーヤー：デノン DP-500M

カートリッジ：オルトフォン MC-09B

スピーカー：ソナス・ファベール SIGNUM

1 回目のテーマは「ベートーヴェンの交響曲」と決めた。

尾：今日は初回なので、テーマを最もポピュラーなベートーヴェンの交響にしました。

原：いいですね。ベートーヴェンの交響曲は9曲全部好きですが、時間の関係でいくつかに絞る方がいいのではないかと思います。また尾関さんお持ちのものとは重複をさけるため、愛聴盤をお教えてください。

尾：私の推薦曲は『第4番』『第7番』です。ベートーヴェンの交響曲はカール・ベームの全集を持っていましたが、売ってしまいました。今、持っているのは、『第4番』『第5番「運命」』『第7番』『第9番「合唱付き」』だけです。ですから、愛聴盤を選ぶというレベルにはありません。まあ、気楽に行きましょう。

尾：数年前、ブリティッシュ・エアでロンドンまで乗った時、機内のオーディオサービスで、サイモン・ラトル指揮ウィーン・フィルの演奏でベートーヴェン交響曲全集を通して聴きました。これで、私のベートーヴェン観がかなり変わりました。それまでは、通俗的な解釈、すなわち、『第3番「英雄」』は、『第5番「運命」』、『第6番「田圃」』、『第9番「合唱付き」』の標題付き交響曲が素晴らしいと思っていました。ここで全曲を聴き比べてみると、第4番、第7番、第8番も捨てがたいことを発見しました。

原：それでは、『4番』『7番』、それに『9番「合唱付き」』を聴きませんか。たくさんCDを待ってきました。

尾：まず、『7番』ですね。カルロス・クライバーの第I楽章。そくそくと追ってくるような演奏ですね。

原：それが彼の特徴です。

尾：アバドの第2楽章。アバド最初期の録音です。

原：なかなかいいですね。

尾：少し生硬なところが見受けられますが、若さ故でしょうか。
原：トスカニーニの第3・第4楽章。
尾：ずいぶん忙しい演奏ですね。でも、第4楽章は圧倒的に追ってきます。
原：それが彼の特徴です。

尾：次は『4番』。ワルターの策I楽章。わあ、これはいい。
原：スケールが大きく、堂々としているでしょう。
尾：セルの第2楽章。これは、少し間延びがする感じがして、期待はずれでした。
原：でも、なかなかいいですよ。
尾：クレンペラーの第3・第4楽章。がっちり構えて、一点一画もおろそかにしない演奏ですね。
原：それが彼の特徴です。
黒：少し堅苦しくも感じます。
原：残った時間で『第9番「合唱付き」』を聴きませんか。尾関さんのほめていたウェルザー・メストの演奏する第3楽章です。
尾：私はベートーヴェンの交響曲の中では、この第9番第3楽章が最も好きです。ここから、ブラームスやブルックナーにつながる系譜が交響曲というジャンルの最高到達点だと考えています。
原：では、フルトヴェングラーの第3・第4楽章を聴きましょう。
尾：圧倒的な存在感があります。
原：安定感・スケール観は彼ならではです。
尾：以前、この演奏はLPで聴いたことがありました。その時は、録音・ミキシング技術に感心したのですが、今回はそれに加えて、リマスタリングの技術にも感心しました。1951年のライブ録音とはとても思えませんね。
原：それはよかった。今日のフィナーレにふさわしい楽曲と演奏でした。
(つづく)

米国の統治の仕組みと大統領制、と建国の父たち（3）

佐川雄一

III 米国の統治の仕組みと大統領制 {一}

1789年、自由と民主主義の試みとして始まった米国の統治制度は、弾力性と適応性が極めて高いことが実証されてきた。これだけ長い間、統治制度が存続してきたのは、立法府、行政府、司法府の権限と責任を明確にし、3つの部門に権力を分散させる「抑制と均衡」(Checks and Balances)の制度が機能してきたことが指摘される。

1. 立憲連邦共和国としての米国

米国は民主主義の国家として分類されることが多いが、より正確に言えば、立憲連邦共和国と定義することができる。「立憲」とは、米国の政府が、国の最高法規である憲法に基づいていることを指す。憲法は、連邦政府と州政府の機構の枠組みに大幅な制限を課している。「連邦」とは、中央の政府と 50

州から成ることを意味する。「共和国」は、主権は国民が持つが、選出された代表者がその権力を行使する政体であることを意味する。

2. 米国の統治制度について

共和国である米国の統治制度における究極の権力は国民に帰属する。この権力は、定期的実施される選挙によって、大統領、連邦議会議員、そしてさまざまな州と地方の候補者を、有権者が選出することで行使される。

3. 合衆国憲法の役割

合衆国憲法は、米国の統治制度の青写真である。1789年に批准された憲法は、3つの独立した政府部門（立法府・行政府・司法府）とその権限、そして各部門の人事の決め方を定めている。合衆国憲法を特徴づけているひとつの要素は、3つの部門に権力を分散させる抑制と均衡(Checks and Balances)の制度である。各部門は、他の部門に対して何らかの形で権限を行使する。例えば、最高裁判所裁判官（司法）は大統領（行政）が指名するが、この指名は上院（立法）の承認を必要とする。同様に、議会で可決され、大統領が署名した法律を、憲法違反であるとして司法が無効にすることができる。こうした抑制と均衡は、いずれかの部門が過度の権限を行使しないように保障している。政府は憲法で明確に付与された権限しか行使できないため、憲法は国民の権利と権限の重要な保護者である。

連邦政府の所在地を、いかなる州にも属さない特別区に置くことで、独占的な立法権を行使できると憲法で定めているが、初代大統領：ジョージ・ワシントンが就任した1789年、立法・行政府はニューヨークにあった。翌年の1790年、フィラデルフィアに移転するが、首都がワシントン特別区に移ったのは1800年である。従い、ジョージ・ワシントン（在任期間、1789～97年）がワシントン特別区で執務することはなかった。ワシントン特別区で執務する最初の大統領は2代目：ジョン・アダムズである。

4. 州政府

連邦制を採用している米国では、中央の政府から州・地方政府に至るまで、政府が数層に分かれている。そのうちの2層である連邦政府と州政府については、合衆国憲法の中で規定されている。州政府は連邦政府の下部単位ではない。各州は主権を有し、憲法上、連邦政府のいかなる監督下にも置かれていない。ただし、合衆国憲法や連邦法と州の憲法や法律が矛盾する場合には、合衆国憲法や連邦法が優先する。また、合衆国憲法は、各州に共和政体を保障しているので州政府は連邦政府と同じ組織構成である。つまり、各州とも、行政府の公選首長（知事）、独立した司法府、公選による立法府を持つ。

5. 連邦政府

5-1. 立法・行政・司法の三権分立、抑制と均衡

連邦政府は、3つの別個の部門、すなわち立法府、行政府、司法府から成り、各々が明確に定められた憲法上の権限と責任を有する。3つの部門はお互いに「抑制と均衡」が作用し、単一部門だけで統治できる仕組みにはな

っていない。大統領が推薦する高官も立法府の反対で承認されないケースが起こる。

連邦政府の権限と責任は、合衆国憲法で明確に付与されているものに限定されている。憲法で定められた連邦政府の権限には、州間の通商の規制、国防、貨幣の鋳造、移住や帰化への規制、諸外国との条約締結などが含まれる。両院協議会で合意した法案が両院で可決された場合には、署名を得るために大統領に送付される。大統領には4つの選択肢がある。① 法案に署名して法律にする。② 連邦議会の開会中に何の行動も取らない。この場合、10日が経過すると、その法案は大統領が署名した場合と同様に法律となる。③ 連邦議会の休会により、法案を還付することができない場合は法律とならない。この場合、法案は廃案となる。④ 法案に拒否権を行使する。大統領が法案を拒否した場合、連邦議会は大統領の拒否権を覆すを試みることができるが、上下両院で3分の2の賛成が必要となる。

法律制定に加え、連邦議会の最も重要な活動のひとつとなっているのが、行政府の監視である。連邦議会は、行政府に法律を誠実に履行させるため、行政府の業務や活動を調査するための公聴会を開催することができる。

5-2. 立法府

連邦政府の立法府は、2つの議院（連邦上院、連邦下院）から成る連邦議会である。法案は、両院を通過しなければならない。その後で大統領に送付され、その署名により成立する。

毎年、何千件もの法案が連邦議会に提出されるが、成立するのは数百件に過ぎない。実際に法案を提出できるのは上院議員または下院議員のみである。

上院 (Senate)

- 「Upper House（上位の議院）」と見なされ、下院よりも審議機能が高いと考えられている。
- 100人 全州から均等に2人の上院議員が選出される。
- 上院議員の任期は6年で、務める任期の数に制限はない。
- 選出の便宜のため、上院議員は3つのグループに分けられ、1つのグループが2年ごとに改選される。この仕組みにより、経験のある現職議員が常に確保されるようになっている。
- 副大統領が上院議長を務め、可否同数の場合のみ票を投じる。

下院と同じく広範な立法権を有するが、上院のみに付与されている権限もある。すなわち、

- 連邦最高裁判所と連邦下級裁判所、行政府の主要な役職の大統領による指名人事は、被指名者の就任に先立って上院が承認しなければならない。
- 上院は、大統領が取り決めた国際条約を可決または否決する。
- 大統領または連邦最高裁判所裁判官が弾劾訴追された場合には、上院本会議が弾劾裁判を行い、陪審として機能する。

上院議員の議員資格として、9年以上合衆国市民であること、年齢30歳以

上、選挙実施時 その選出州の住民であることが求められる。

下院 (House of Representatives)

- 「House of the people (人民の議院)」と見なされる。
- 435 人の下院議員で構成され、議席数は人口に応じて各州に割り振られる。435 人の下院議員は、50 州から選出される。各州に割り振られる議員数は、10 年ごとに実施される人口調査で決定する。現在、約 70 万人にひとりの議院枠が与えられているが、一番多い議院枠を割り振られているのはカルフォルニア州の 53 人である。
ただし、人口の少ない州でも最低 1 人の議院枠の確保が保障される。1 人議院枠の州はアラスカ、デラウェア、モンタナ、ノースダコタ、サウスダコタ、バァーモント、ワイオミングの 7 州である。
- 下院議員の任期は全員 2 年で、任期の数に制限はなく、全員が同時期に選出される。
- 各議員は、下院選挙区と呼ばれる州内の特定区域から、1 人ずつ議員が選出される。
- 下院議員は下院議長を選出する。下院議長は下院の統括者であり、実際にはた多数党に所属する。

上院と共有することなく下院だけに付与されている特別な権限および責任として、以下に示すものが含まれる。

- 大統領と連邦最高裁判所裁判官に対する弾劾訴追を行う権限
- 歳入の徴収に関するすべての法律は、まず下院に提出されなければならない。
- いずれの大統領候補者も選挙人数の過半数を獲得しなかった場合、下院が大統領を選出する。この場合、各州の議員団はそれぞれ 1 票を有する。下院議員の議員資格として、7 年以上合衆国市民であること、年齢 25 歳以上、選挙実施時、その選出州の住民であることが求められる。

プロテスタンティズム (下)

赤羽清志

参考 『プロテスタンティズム』 深井智朗 中公新書 2017.3

『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』

マックス・ヴェーバー 大塚久雄訳 岩波文庫 1989.1 改訳第 1 冊

6. プロテスタンティズムは次第に二つの、それぞれ性格の異なった勢力に区分されるようになった。

一つは、ドイツのルター派の「改革」という立場を定着させ、自らが本来あるべき正当なキリスト教だと主張するようになった勢力で「古プロテスタンティズム」と呼ばれる。

それに対してもう一つの勢力は従来の改革の不徹底さを嘆き、よりラディカルな改革＝「改革の改革」を主張した勢力で「新プロテスタンティズム」と呼ばれる。

洗礼主義（バプテスト）と呼ばれる宗派がイングランドに誕生、その主張の特徴は、①教会は領主の所有物ではなく自発的な結社であるべきで、自由に教会を作る権利を主張。②幼児洗礼を否定し、自覚的な成人の洗礼だけが正しい。

大陸においても1520年代にスイス、南ドイツ、オランダで普及し、人権、デモクラシー、抵抗権などの諸思想の担い手を生んだ。

7. 保守主義としてのプロテスタンティズム

1871年プロイセンにより悲願の統一が果たされたドイツにおいては、イギリスやフランスに対抗するためにナショナル・アイデンティティの確立が必要であった。マルティン・ルターとその宗教改革の精神を国策と世論の興隆に利用した。プロイセン以後の国家形成に神学的な正当性を与えられるべきこと、敬虔なキリスト者としてドイツ皇帝に忠誠を誓うこと、反キリスト教的な理念であるフランス革命の道徳的退廃からドイツを救い出すべきことが強調された。普仏戦争は神の摂理のもとにある「正義のための戦争」と主張され、その勝利は「神に従わないもの、教会からの離反者への神の審判」と解釈された。「カトムリシズムからの自由を勝ち取ったマルティン・ルター以来のプロテスタント的なドイツ」というスローガンが普及した。

1914年にはじまった第1次世界大戦でもルター派は戦争推進派であった。使い勝手のよい宗教であり、ドイツ精神とキリスト教は表裏一体であると言われた。

しかし1918年、敗戦と革命によってルター派が伝統的に行ってきた政府と教会を軸とする政治的な体制は瓦解した。

ヴァイマル体制下、ルター派は蚊帳の外におかれ不遇であった。

ヒトラー政権下、プロテスタンティズムが持つナショナリズムや保守性が利用された。キリスト教に改宗しないユダヤ人を厳しく批判したルターの主張がナチスに利用された。

敗戦後、西ドイツ（ボン共和国）において、憲法（基本法）で、①公立学校において宗教団体の教義に従って正規の教科目として宗教教育を行う。②教会税を源泉徴収するとされた。

現在のドイツにおいてプロテスタンティズムはがナショナル・アイデンティティの要であり、ナチス時代の反省から多元化社会を容認し、社会システムを再構築し多くの移民を受け入れてきた。国家と歩みを共にして、複数化した宗派の中で共存の可能性を追求している。

8. リベラリズムとしてのプロテスタンティズム

宗教改革の改革として、教会を作る自由を主張し信じる自由を徹底しようとしたため、古プロテスタンティズムから迫害された勢力。彼らはイギリスやアメリカのアングロサクソン世界の社会の形成に大きな影響力を持つようになった。

1620.9 ピューリタンと呼ばれる人々がメイフラワー号に乗って北アメリカに向かった。主流派は長老派、会衆派と言われたが、彼らを批判した革新的勢力が、バプテスト、クエーカーであった。国営の教会、公認教会を認めないで自発的結社としての教会を作った。ここで

は加入者の意思が重要であり、入会や洗礼の際の信仰と人格についての資格審査は厳しく、教会は選ばれた聖なる集団として、自立していると同時に自己批判を行い、訓練を施して切磋琢磨して神の国を待ち望んだ。

自由な競争社会であるアメリカにおいて、市場で成功し勝利した者こそが正義、真理、正統であり、天国に行けるとされた。

新プロテスタンティズムの国であるアメリカにおいて、「意識されざる国教」＝古プロテスタンティズムの伝統が存在していると言われ、国旗や共和国に対する忠誠の誓い、大統領の就任演説などに見られる。

日本のキリスト教徒は 193 万人（国民の 1.5%）でプロテスタントはその半分。当初、リベラリズムとしてのプロテスタンティズムがアメリカから伝わったが、明治政府が国造りのモデルをドイツに求めたので思想面ではドイツの影響を強く受けた。

9. マックス・ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』

資本主義の精神 近世初期の西ヨーロッパにおいて、資本主義が勃興してくる過程で、その動きを人々の心の内側から進めていった心理的機動力＝Ethos

プロテスタンティズムの倫理 プロテスタンティズム特にピューリタニズムの持つ禁欲的倫理の両者の繋がりが論じられている。

近代資本主義は利潤追求に反対する、徹底的に資本に敵対的な経済観が公然と支配して来た地域に求められる。商業において倫理的規制がなかった中国、インド、ギリシャ、ローマでは近代資本主義は生まれて来なかった。暴利の取り締まり、利子の禁止が行われていたキリスト教支配下の西ヨーロッパ（イングランド、スコットランド、オランダ、フランス）、ニューイングランドにおいて発展を見た。

資本主義の精神

① 歴史の流れの中で、勤労・節約・周到さなどの特性を統一した行動のシス

テムに纏め、人間の血、肉となった客観的な社会の倫理的・思想的雰囲気。

② 産業経営的に、利潤の追求、簿記の導入推し進めて行った精神。

③ 担い手は、資本家だけでなく労働者を含む。

④ 長い間の宗教教育の結果として生まれて来た「労働が絶対的な自己目的で

ある」として励む。

⑤ 世俗の職業は、神の召命＝天職＝Beruf であって、資本家、労働者がとも

に身につけている場合のみ近代資本主義が成り立つ。

禁欲的プロテスタンティズム

他の事柄への欲望をすべて抑えてエネルギーを目標達成のためのみに注ぎ込む絶大な行動力を伴った生活態度＝行動様式。世俗そのものの中で聖潔な禁欲生活をおくる「世俗内的禁欲」の持ち主は、意図せずして資本主義文化の発達をもたらした。神への栄光、隣人愛のため確信を持って職業活動に専心、富の獲得は目的ではなく無駄な消費はしないことから結果として資本が蓄積されることになる。

『誰も見ていなくても悪いことをしない社会-その4』

臺 一郎

『はるか昔から盗みを嫌う民族だった』

以下は、「誰も見ていなくても悪いことをしない社会」の最終稿である。前回は我が国が鎖国を止め、開国間もない幕末から明治初期にかけての状況を書いたが、実は150年前どころか、さらにずっと以前から、日本人は盗みを嫌う民族として中国などに知られていたのである。

中国の正史で、西暦250年～300年頃の我が国の国家体制や統治者、習俗や地理などを記した【魏志倭人伝】によれば、日本人の特徴として『女は慎み深く嫉妬しない』という点と『盗みはなく訴訟も少ない』という点が指摘されている。

当時から中国人には、日本人が盗みをしない民族であることは知られていたようだ。また、隋と唐の時代に生きた魏徴（ギョウウ＝580～643年）が著した正史【隋書】のなかで、日本を紹介した東夷伝第81巻倭国（倭国伝とも言う）にも、『人頗恬静、罕争讼、少盗贼…』すなわち、『人間は皆物静かで盗賊も少なく、…』との記述があり、日本人の特徴として盗みをしない民族であることが記されている。

時代は下って16世紀。1549年11月、日本の歴史上で最初のキリスト教宣教師であるスペイン人フランシスコ・ザビエルは、無事に鹿児島に上陸し、そのことをインドのゴアのイエズス会東インド管区に知らせた。ザビエルはその手紙の中で、日本人の気質のうち特に盗みを嫌う国民性を『日本では窃盗はきわめて稀です。死刑を持って処刑されるからです。私がこれまでに会った各国の国民の中で、キリスト教徒にしる、異教徒にしる、日本人ほど盗みを嫌う者に会った覚えはありません』と紹介している。

同じくイエズス会の宣教師として35年間の長きにわたり日本に滞在し、1597年に長崎でその生涯を終えたポルトガル人宣教師のルイス・フロイスも、著書の中で日本人は盗みを憎むと指摘している。彼は著書【ヨーロッパ文化と日本文化】において、『われわれ（西欧人）の間では窃盗をしても、それが相当の金額でなければ殺されることはない。しかし日本ではごくわずかな額でも、事由の何たるかを問わず殺される』と紹介しており、日本で盗みがいかに嫌われているのかを強調している。

徳川の時代になって一世紀ほどを経た18世紀後半の1776年、長崎出島の医官カール・ツェンベリーは、著書【江戸参府随行記】の中で『正直と忠実
は国中に見られる。そしてこの国ほど盗みの少ない国はほとんどない。強奪

は全くないし、窃盗はごく稀に耳にするだけだ。なのでヨーロッパ人は幕府参府の旅の間も、まったく安心していて、自分が携帯している荷物にはほとんど注意を払わない』と記述している。

ところで日本ではどうしてこのような国民性が形成されたのだろうか。周囲を海に囲まれた島国だからとか、農耕社会だったからとか、いろいろあるだろうが、筆者は、これは縄文時代にまで遡って考察してみる必要があると思っている。

さて、縄文時代の遺跡や貝塚は日本各地に 2500 箇所近くもある。それらの遺跡で出土したものを調べると、狩猟用の道具は出てきても武器の類はまず出土しないという。また岡山大学や山口大学の先生方の調査研究によれば、出土品の中にはしばしば人骨も含まれるが、骨や頭蓋骨を調べてみると、槍で刺されるとか矢で射られた傷のあるものは滅多にないという。つまり縄文時代の我が国では、部族間の対立や争いが殆どなく、武器を使って敵対部族と闘うといった事態は殆どなかったらしいのだ。

その背景として、当時の日本は生態系が非常に豊かで、陸域には多様な木の実などが、海域では多様な魚介類が採集されたらしい。さらに東日本以北の河川にはサケやマスが毎年多量に遡上するなど、その食料採集の環境は世界一豊かであったらしい。そのため、人々は食料などを他人から盗んだり奪ったりする必要がなく、故に争いも起きなかったのではないか。こうした時代が何千年も続いたために、縄文人は優しく争いごとを好まない民族性が強まり、その DNA が後世の日本人にも脈々と受け継がれているのではないだろうか。

＜そうだ京へ行こう・古刹の花物語＞（61）

大竹漠洲

北野線の古刹5・仁和寺

仁和寺は、北野線「御室仁和寺駅」が、至近の距離にあり便利です。市バスに乗り「御室仁和寺」で下車すると目の前が山門です。京都の三大山門・南禅寺・知恩院・仁和寺の一つです。仁和寺の山門は、二重の屋根を戴き勇壮です。「竜安寺」の貧弱な山門を後にした直後でしたので、大きな仁和寺の山門に驚きを禁じえませんでした。石段を上がると参道は真っ直ぐ中門まで続き、更に奥には金堂が位置しています。参道の両側は広く、境内の空間までが伸び伸びと感じられます。参道の左手が有名な御室桜の桜園になっていて、右側には桜樹の上に五重塔の屋根を覗かせています。

仁和寺は代々法親王を門跡に迎えて、平安中期から鎌倉時代初期に掛けて隆盛を極めました。仁和2年（886年）、光孝天皇が西山御願寺を発願したのが仁和寺の始まりです。光孝天皇の死去に伴い、宇多天皇が意志を引き継いで建立を完成させました。

翌年仁和5年（889年）に光孝天皇の供養を完成した金堂で行い、年号を寺名として「仁和寺」としました。その後、宇多天皇は出家し仁和寺の一角に御室と呼ばれた住房を設けて住んだことから「御室（仁和寺）御所」とも呼ばれるようになりまし仁

その後「仁和寺」は皇族貴族の保護を受けて、明治時代に至るまで、覚法

親王など皇子や皇族が歴代の門跡(住職)を務めて、門跡寺院の筆頭として仏教各宗を統括してきました。室町時代に入ると衰退した上に、「応仁の乱」では度重なる戦火に見舞われて伽藍は全焼してしまいます。(1467-1477年)。近世一寛永年間(1624-1644年)を迎えて、徳川幕府により伽藍が再整備されました。この時期に皇居建て替えも幕府の支援で行われましたが、旧皇居の紫宸殿・清涼殿・常御殿が、総て「仁和寺」に下賜され、再建に華が添えられた様に大仙藍の姿を取り戻しました。現在も寺格の高い古刹です。

御室と言えば桜、桜と言えば御室ほど人口に膾炙されてきました。「御室の桜」として有名な仁和寺の桜園は、江戸時代初期から人々に親しまれていたと言われていています。「御室の桜」の特徴は、高さが低く3mの低木です。品種は「有明八重」「有明一重」「殿桜」などの里桜です。遅咲きが特徴で、市内の桜の見頃が過ぎた4月中頃に見頃を迎えます。竜安寺の鏡容池の八重桜と同種なので、同じ時期に“名残り桜”を楽しめます。

紅く塗られた中門を後にして、金堂まで真っ直ぐな参道を歩いています。荘厳な雰囲気のある建物・金堂が近づいてきます。金の装飾金具が春の日差しを浴びて、キラキラ輝いています。下賜された旧皇居の紫宸殿の遺構を、この地に移築した産物です。寝殿造りで、正面・側面・背面の一部は格子模様の蔀戸を下げています。かつて金堂には木像阿弥陀如来像と両脇侍像が祀られていました。

他に「仁和寺」には薬師如来像が国宝に指定されています。白河天皇の皇子、覚法親王の発願で、仏師円勢と長円が造仏しています。本体の像高11cmで光背と台座を合わせても24cmで小体の薬師如来像です。材質は白檀です。驚くことは、光背に七仏薬師像と日光・月光菩薩が、台座には十二神将像が彫り込まれていた細工に凝った仏像です。康和5年(1104年)、薬師如来像は、本坊北側の豊明殿(仁和寺歴代の門跡を祀る堂)に祀られているご本尊です。

仁和寺には、貴重な文化資料が保存されています。仁和寺の経てきた長い歴史と格式の高い古刹であることの証です。なかでも貴重なのは現存している最古の医学書『医心方』と最も古い時期に描かれた日本地図です。

『医心方』は、平安時代の宮中医官が、当時の最先端医学全般を纏めて、朝廷に提出した三十巻の医学資料です。984年の事で、今から1000余年前にもなります。当然国宝に指定されています。

仁和寺が保存している最古の日本地図は、『行基図』と称されます。行基は聖武天皇より東大寺の大仏造立の実質上に責任者に招聴された僧侶です。朝廷が仏教の布教を禁じた時代に、禁を破り畿内(近畿)を中心に民衆や豪族など貴賤を問わずして、広く仏法の教えを広めて、人々から厚く崇敬を受けた人物が行基でした。『行基図』は、畿内山城(京都)を中心にして、その周りの各国を団子の様に丸く表現しています。南北が逆転しているのも特徴で、地図では北が上と言う知識が無い時代です。

広い参道の両側の「御室の桜」が咲き始めています。満開までは、しばらく時間がかかりそうです。桜の先には五重塔が見えています。京都では「鼻の低い人」を「御室の桜」と言うそうです。花見時には桜園に貸席が設けら

れます。満開を迎えて準備に大忙しです。準備を終えた茶店で、五重塔を眺めながら、三分咲きの桜花と団子を楽しみました。三分咲きの御室桜では諺通りに「花より団子」です。

中門から山門に戻る右手(西側)に、かつて宇多天皇の御所が建てられていた後に「御殿」があります。有料ですが、内覧は可能です。江戸初期に御所の「常宸殿」を移築しましたが、明治期に失火で消滅しました。今日ある御殿は、大正初期に再建された新しい建物です。

御殿は勅使門を備え、寝殿・黒書院、白書院の前には枯山水と池水回遊式の庭園があり、季節毎に美しい花々が楽しめます。樹木越しに五重塔も望めて、点景になっています。

御殿には二軒の茶亭「遼廓亭」と「飛濤亭」があり、歴史的に価値のある建物です。「遼廓亭」は尾形光琳の屋敷から移築した茶亭で、建物の特徴は萱下し屋根の下に袖壁を施して、その中に躍り口を開いている珍しい設計です。「飛濤亭」は江戸末期に光格天皇の好みで建てられた茶亭です。腰を屈めずに躍り口の鴨居を高く設計された貴人口が珍しい。何れも重要文化財です。

山門と石段を下って、京福電鉄 北野線の「御室仁和寺駅」に向かって歩いて行きました。山門を出ると道路の先に駅が見えています。北野線には楽しみが待っています。「御室仁和寺駅」では、電車を待つ間もなく発車して行きました。次の駅が鳴滝駅、そして常盤駅と続きます。

鳴滝駅を発車すると、車内放送がありました。“間もなく北野線の春の見所・桜のトンネルを通過します。速度を落として運転しますので、ご覧下さい”と観光客には親切なアナウンスです。

車両の前面に向かい、桜のトンネルが現れでるのをカメラを構えて待っていました。鳴滝駅を発車した電車は、前に桜が見え始めると、スピードを少しずつ落としていきます。線路の両側に植えられた染井吉野桜は満開です。

桜花が作るピンクのトンネルに、ゆっくり電車は入って行きました。美しいピンクの世界が電車の前方にも後方にも車両の両側にも溢れています。乗車客の顔々も笑顔です。桜は人に幸福感を与える不思議な木です。電車は間もなく常盤駅にゆっくり到着して、楽しみも終わりました。

文化講座・講演会

奈良興寺文化講座 2019年3月7日(木曜日)

午後5時半～6時半：第一講

「写経と書道芸術」

書家 柳田泰山

午後6時40分～7時・・・心を静める

午後7時～8時：第二講

連続講話・「奈良・祈り・心」

興福寺 貫首 多川俊映

会場：(学)文化学園 文化服装学院内

受講料：500円 先着200名

(JR新宿駅南口、小田急線、京王線各新宿駅から8分、都営新宿線

新宿駅 3 分)

第 104 回 新三木会 講演会のご案内

1. 日時 3月21日(木)(祝祭日決行) 13時～ オリオンルーム
2. 講師 渡辺 靖氏 慶応義塾大学 SFC 教授 文化人類学、アメリカ研究
3. 演題 『アメリカ「トランプの国」はいつまで続くか』
4. 申込 Eメール: shinsanmokukai@gmail.com

電話: 070-6994-0137 フルネーム・卒年・所属(紹介者)記入。

天地シニアネットワークで申し込んでください

5. 会費 一般2千円, 婦人千円、学生(院生)無料, 茶話会ありません
6. ホームページ <http://jfn.josuikai.net/ircle/shinsanmokukai/>

7. 今後の予定

第105回 4月18日(木)『日本の社会主義一戦前の思想・運動と群像』
加藤哲郎氏 一橋大学名誉教授 政治学

第106回 5月16日(木)『メルケル時代の終焉、ドイツ・EUの今後』
早瀬 勇氏 全国日独協会連合会副会長 元星稜大学学長
一橋大学 s 34年卒 西独ゲッティンゲン大学留学

8. 特別講演懇談会 3月4日(月) 12:00-15:00

『日本近代の群像・山縣有朋と原敬』

泉 三郎 近代史研究家 34年卒 (昼食付、3千円、) 富士の間

新三木会代表幹事 則松久夫 070-6994-0137 090-3813-0137

事務局

<投稿><図書のおすすめ>を歓迎します。

<プリント版・郵送>

メール版を編集してプリント版を月に1回発行郵送しています。

お申込みくださればお送りします。一応、実費として1月350円(4200円/年)をいただいておりますが、強制するものではありません。

<振込先>振込先: 三井住友銀行「神田支店」(普通) 7871532

(口座名) テンチシニアネットワーク

天地シニアネットワーク・テーブル・489号

発行: 2019年2月28日

天地シニアネットワーク事務局 (津田 孚人)

〒116-0001 荒川区町屋3-2-1

ライオンズプラザ町屋703

メールアドレス: tentisenior06@gmail.com

電話・FAX・03-3819-7651